## 新型コロナウイィルス感染症対策のお知らせ -適用期間内における自施設症例報告作成時期の一時的な緩和-

認定臨床研修委員会

新型コロナウィルス感染症の蔓延に伴い対面式の認定臨床研修が実施困難な状況となっており ます。今回、一時的な緩和措置として、これまで課題付研修修了後に作成していた自施設症例報 告を課題付研修修了前にも作成することを可能と致しました。

記

- 1. 原文
- 『自施設症例報告は、課題付研修の修了後に研修者が勤務する施設で担 当する(している)症例に関して、症例報告指導者から2週間に1回以 上の指導を3か月間受けて症例報告を作成します。症例報告数は、一次 研修が1例、二次研修が2例です。』
- 2. 緩和内容
- 上記原文にある「課題付研修の修了後に」の文言を一時的に削除し、課 題付研修修了前でも自施設症例報告を作成することを可能とします。 尚、自施設症例報告作成中に課題付研修を実施することを妨げることは いたしません。
- 3. 作成可能な症例数 一次研修者は、1症例中1症例
  - 二次研修者は、2症例中1症例(残りの1症例は研修修了後とします)
- 4. 適用期間

学会 HP で3か月ごとに更新している『認定臨床研修受入れ状況』で、研 修受け入れ可能な施設が 70% (11 施設) 以下になった時点で、更新日(本 学会ホームページ トピックス掲載日)からの3か月間を適用期間とし

※新型コロナウィルス終息宣言が発令された時点で終了となります。

5. 当委員会への報告 (様式:23 号) 自施設症例報告指導承諾書の日付が適用期間内であるこ とを確認の上、写しを指導開始前に当委員会事務局に郵送する。

以上